

第14回 小金井市環境賞 候補者募集

環境保全活動に功績のあった個人や団体、事業者を表彰するため、環境賞の候補者を募集します。日常生活や事業活動において、環境に配慮した取り組み等、受賞にふさわしい功績のあった個人・団体・事業者を、ぜひ、ご推薦ください。(自薦も可)

前年度受賞者は、小金井自然観察会でした。40年以上にもわたる長期間、本市の自然環境を観察記録し、併せて一般市民の自然や環境保全に関する意識を高揚する活動等をしてきた功績が評価されました。

対象 市内在住の方、市内の団体または事業者

応募方法 7月27日(消印有効)までに、郵送、ファクスまたは直接、住所・氏名(団体または事業者の場合は名称・代表者氏名)・電話番号・自薦または推薦の理由・活動内容・実績等(推薦の場合は推薦者の住所・氏名・電話番号)を明記し、環境政策課へ。

問合せ 環境政策課環境係
(〒184-8504住所不詳・市役所第二庁舎4階 ☎042-387-9817 FAX 042-383-6557)

家をとり壊したときはご連絡を
市では、家をとり壊しの確認を行っていますが、課税事務を円滑に行うために、家をとり壊したときは、資産税課までご連絡ください。

新築(増改築) 家屋の調査にご協力
新築(増改築)家屋は、建築した年の翌年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

問合先 資産税課家屋係 ☎042-387-9821

降、新築および増改築した家屋の調査を行っています。調査は、市の調査員(固定資産評価補助員)が、事前に日程を調整のうえ伺います。調査員は、職員証明書等を提示しますので、ご協力をお願いいたします。

調査内容 屋根や外壁・各部屋の内装などに使われている資材や設備の状況を調査します。

私道部分の非課税扱いの申請
平成29年1月1日現在、次のすべての条件を満たす私道を所有する方は、申請によって固定資産税・都市計画税が平成29年度以降非課税扱いとなります。

軽自動車税の税率変更のお知らせの訂正
平成28年度軽自動車税納税通知書に同封した税率変更のお知らせ通知に、一部誤りがありました。

平成28年度市・都民税納税・税額決定通知書を発送
平成28年度(平成27年分)の市民税・都民税納税・税額決定通知書を6月10日(金)に発送します。

平成28年度市・都民税納税の主な税制改正
〔寄附金控除(ふるさと納税)に係る見直し〕
〔所得税の最高税率引き上げに伴う「ふるさと納税」に係る特別控除額の算定方法の改正〕

問合先 資産税課家屋係 ☎042-387-9821

問合先 市民税課諸係 ☎042-387-9821

問合先 市民税課市民係(市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9830)

問合先 市民税課市民係(市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9830)

問合先 市民税課市民係(市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9830)

問合先 市民税課市民係(市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9830)

副市長に 上原秀則氏が就任

上原秀則氏が、平成28年第3回市議会臨時会において、議会の同意を得て、副市長に就任しました。

上原秀則氏が、平成28年第3回市議会臨時会において、議会の同意を得て、副市長に就任しました。



上原秀則(うへはら・ひでのり)氏
東京学芸大学卒。昭和50年9月小金井市に入り、市民部長、企画財政部長、平成24年2月〜平成26年11月小金井市副市長を歴任。63歳。府中市在住。

国民年金

追納制度をご存じですか

過去に保険料の全額または一部免除、学生納付特例制度や若年者猶予制度の承認を受けた期間のある方は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。

将来受け取る年金額を増額するためにも、追納制度をご利用ください。なお、学生納付特例等を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、経過期間に応じて一定の加算額が上乗せされます。(下表)

追納することができるようになったときは、できるだけ早く追納することをお勧めします。

問合先 保険年金課国民年金係 ☎042-387-9844

国民年金保険料追納額等(平成28年度) (月額)

免除を受けた年度	当時の免除等承認保険料	免除の種類 追納額			
		全額免除等	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成18年度	13,860円	15,000円	11,240円	7,500円	3,740円
平成19年度	14,100円	15,030円	11,270円	7,520円	3,750円
平成20年度	14,410円	15,140円	11,360円	7,570円	3,780円
平成21年度	14,660円	15,230円	11,420円	7,620円	3,800円
平成22年度	15,100円	15,490円	11,610円	7,750円	3,870円
平成23年度	15,020円	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
平成24年度	14,980円	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
平成25年度	15,040円	15,100円	11,330円	7,550円	3,780円
平成26年度	15,250円	15,250円	11,440円	7,630円	3,810円
平成27年度	15,590円	15,590円	11,690円	7,800円	3,900円

※ 平成26、27年度は、加算額はありませぬ。

平成28年度の 主な税制改正

〔寄附金控除(ふるさと納税)に係る見直し〕

〔所得税の最高税率引き上げに伴う「ふるさと納税」に係る特別控除額の算定方法の改正〕

平成27年分以後の所得税の最高税率が40%から45%に引き上げられたことに伴い、寄附金税額控除に係る特別控除額の算定に用いる所得税の限界税率が課税所得金額4千万円超の場合は45%とすることとなりました。

〔特別控除額の拡充(特別控除限度額の引き上げ)〕

平成28年度以後の個人市・都民税から、都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)に係る特別控除額が、従来の10万円から20万円に引き上げられました。

6月10日から市民課での税関係証明書の交付を再開

1月4日から一時休止していた、市民課での税関係証明書(市・都民税課税証明書)の交付を再開

〔ふるさと納税ワンストップ特別制度〕の創設

確定申告の不要な給与所得者等が、所得税の確定申告を行わなくても、所得税・個人市・都民税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特別制度」が創設されました。

〔ふるさと納税ワンストップ〕の創設

また「ふるさと納税ワンストップ特別制度」を利用せず、確定申告を行う場合、寄附分を含めて申告する必要があります。

〔個人市・都民税における公的年金からの特別徴収制度の見直し〕

公的年金からの特別徴収対象者が他市区町村に転出した場合や特別徴収の税額に変更が生じた場合、これまでは特

区分	仮特別徴収			特別徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
改正前	前年度分の特別徴収額×1/3 (前年2月と同額)			(年税額-仮特別徴収額)×1/3		
改正後	(前年度分の年税額×1/2)×1/3			(年税額-仮特別徴収額)×1/3		

※ 平成28年10月1日以後に実施する特別徴収から適用。
※ 本改正は、仮特別徴収税額の算定方法の見直しを行うものであり、税負担となる年税額の増減はありません。

問合先 市民税課市民係 ☎042-387-9819